

2019年7月4日

セコム財団設立40周年記念シンポジウム「AI社会におけるプライバシー保護の最新国際動向」

研究成果の報告

参考資料（諸外国におけるAIとプライバシー保護に関する資料）

宮下紘

1. EU「信頼できるAIのための倫理ガイドライン」の概要（2019年4月8日）

European Commission, High-Level Expert Group on Artificial Intelligence, Ethics Guidelines for Trustworthy AI, 8 April 2019.

<ガイドラインの射程と性格>

- ・信頼できるAIの3要素：①適法性，②倫理的，③堅牢性⇒報告書は，②と③を扱う
- ・本ガイドラインは，信頼できるAIの実現に向けたステークホルダーにとって自主的なものである。

<基本権から倫理原則へ>

いかなる人間も「内在的価値」を有し，他者によって，またAIシステムのような新たな技術によっても，決して削減されず，危うくされず，抑圧されることはない。

- ⇒基本権：①人間の尊厳の尊重，②個人の自由，③民主政，司法および法の支配への尊重，④平等，差別禁止および連帯，⑤市民の権利

<倫理原則>

①人間の自律の尊重	EUが根拠とする人権は，人間の自由と自律の尊重を確保することに向けられている。AIシステムとの関連においても，自らの事柄に関する十分かつ効果的な自己決定を維持することができなければならない。AIシステムが，人間に対し正当化できない従属，強制，欺瞞，操作，条件付けまたは飼いならしをすることはできない。人間中心のデザインの原則の従い，人間の選択のための意義ある機会に委ねられなければならない。
②害悪防止	AIシステムは人間に害悪をもたらし，悪化させ，悪影響を及ぼしてはならない。このことは，人間の尊厳と精神的身体的統一性の保護を伴う。技術的に堅牢でなければならない。情報の非対称性を理由としたAIシステムが影響を及ぼす場合には注意が払われなければならない。
③公平性	AIシステムの開発，展開および利用は公平なものでなければならない。公平性には実質的・手続的側面がある。実質的側面には，

	平等, コストとベネフィットの公正な配分, 個人と集団の不公正な偏見, 差別, ステイグマからの自由が確保されること, 手続的側面には AI システムによって下される決定に対する異議申立と効果的な救済を伴う。
④説明可能	説明可能性は AI システムにおける利用者の信頼を構築し維持するためには不可欠である。手続が透明であり, AI システムの能力と目的についてオープンに対話され, 直接間接に影響を受ける者に対する説明ができる決定であることが必要となる。あるモデルが特定の帰結や決定を生み出した理由を説明できない「ブラックボックス」のアルゴリズムへの特別の注意が必要である。

<信頼できる AI の実現に向けた 7 要件>

① 人間の作用と監督 ⇒人間の自律の尊重の原理	AI システムは人間の自律と決定を支援するものでなければならない。AI システムは民主的で, 繁栄力あり公正な社会を可能とする役割を果たし, 基本権を促進し, 人間の監督を可能としなければならない。
② 技術的堅牢性と安全性 ⇒害悪防止	信頼性ある AI の実現には技術的堅牢性が不可欠な要素をなしている。AI システムはリスク予防的に開発され, 意図・予期しないリスクを最小限化し, 受け入れることのできない害悪を防止し, 予定されたとおりに信頼性をもって作動する。
③ プライバシーとデータ統治 ⇒害悪防止	プライバシーは AI システムによって特に影響が及ぼされる基本権である。プライバシーへの害悪防止は, データの質と完全性を含む十分なデータ統治を必要とする。
④ 透明性 ⇒説明可能性	データ, システム, ビジネスモデルにおいて, AI システムに関連する要素の透明性が含まれる。
⑤ 多様性, 差別回避, 公平性 ⇒公平性	AI システムの全ライフサイクルを通じて, 包摂と多様性を可能としなければならない。プロセスの中ですべての影響を受けるステークホルダーの考慮と関与に加え, 包摂的デザインプロセスを通じた平等なアクセスと平等な取扱いを確保することを伴う。
⑥ 社会と環境の幸福 ⇒害悪防止	AI システムのライフサイクルを通じて, 広範な社会, 他の感覚を有する生物, 環境がステークホルダーとしてみなされなければならない。AI システムの持続可能性と環境への責任が奨励される。

⑦ 説明責任 ⇒公平性	AI システムの開発, 展開, 利用前後における AI システムとその帰結に対する責任と説明責任を確保することが必要とされる。
----------------	---

2. 欧州評議会「人工知能とデータ保護に関するガイドライン」の概要 (2019 年 1 月 25 日)

Council of Europe, Guidelines on Artificial Intelligence and Data Protection, 25 January 2019

<一般原則>

1. 人間の尊厳の保護, 人権と基本的自由, 特に個人データ保護の権利の保障が不可欠
2. 条約第 108 号*の原則に基づく個人データ処理に依拠する AI 開発 (適法性, 公平性, 目的特定, データ処理の比例原則, プライバシーバイデザイン・デフォルト, 法令遵守の責任と論証 (説明責任), 透明性, データセキュリティ, リスク管理)
3. 個人データ処理の潜在的リスクの回避と最小限化
4. 人権と基本的自由のみならず, 民主政の役割と社会的倫理的価値を考慮に入れたリスク評価 (ビッグデータに関するガイダンス参照)
5. データ主体の権利の十分な尊重
6. データ処理と個人や社会への関連する影響に対するデータ主体による意義あるコントロール

*条約第 108 号:個人データの処理に関する個人の保護に関する現代化条約(1981 年, 2018 年改正)。個人データの分野における国際文書として唯一の拘束力を有する。欧州評議会締約国以外の国においても条約批准することができる。

<開発者, 製造者, サービス提供者へのガイダンス>

1. 製造とサービスの設計における条約第 108 号と整合する価値志向的アプローチ
2. AI 適用による人権と基本的自由への想定される悪影響の評価
3. 処理の全過程における人権バイデザイン (human rights by-design) のアプローチ, 偏見と差別リスクその他の人権と基本的自由の悪影響の回避
4. 個人データの質, 性質, 出所, 量の評価と不必要で余分な周辺データの削減
5. 個人と社会への悪影響のリスクの十分な検討
6. 独立専門委員会の設立と相談, 独立した学術機関との連携の奨励
7. 影響を受ける可能性がある個人と集団の積極的な関与に基づくリスク評価の参加型形態
8. 自動処理のみに基づいて重大な影響を受ける決定をされない個人の権利を確保する方法の設計
9. AI の利用に関する利用者の選択の自由の保障

10. 全ライフサイクルにおけるすべてのステークホルダーの説明責任を促進するアルゴリズムへの警戒
11. AI データ処理に依拠する理由付けに関する情報を得るデータ主体の権利
12. 個人の意見と自己実現に影響を及ぼす技術に基づく処理の関連における異議申立権

<立法府および政策立案者へのガイダンス>

1. AI 製品とサービスの信頼を高めるための、説明責任の原則の尊重、リスク評価手続きの採択、他の適切な措置の適用
2. 開発者、製造者、サービス提供者に対する透明性、人権と基本的自由への事前影響評価、潜在的悪影響と帰結への警戒の特別の義務の負担
3. アルゴリズム警戒プログラムを支援し監視するための監督機関への十分なリソースの提供
4. 決定プロセスにおける人間介入の役割と人間の決定自由の維持
5. 重大な影響を及ぼす可能性がある AI 適用について監督機関への事前協議
6. データ保護監督機関と他の機関（消費者保護、競争、反差別等、分野規制、メディア規制等）との協力
7. 独立専門委員会の確保
8. 個人、集団、その他のステークホルダーへの AI の役割に関する情報提供と積極的な関与
9. デジタルリテラシーとデータ主体の意識と理解の啓発へのリソースの投資

3. OECD「人口知能に関する理事会勧告」の概要（2019年5月22日）

OECD, Recommendation of the Council on Artificial Intelligence, 22 May 2019

<5原則>

<p>1. 包摂的成長、持続可能な発展と幸福</p> <p>ステークホルダーが人類と地球への恩恵的帰結の追求における信頼ある AI の責任ある管理者と積極的に従事することで、包摂的成長、持続可能な発展と幸福への活気づけ</p>
<p>2. 人間中心の価値と公平性</p> <p>①AI アクターによる AI システムのライフサイクルを通じた法の支配、人権、民主的価値の尊重（自由、尊厳と自律、プライバシーとデータ保護、差別禁止と平等、多様性、公平性、社会正義、国際的に認められた労働の権利）、②AI アクターによる体制と保護措置の実施</p>
<p>3. 透明性と説明可能性</p> <p>Ai システムに関する透明性と責任ある開示へのコミット、意義ある情報の提供—①AI システムの一般的理解、②AI システムとのインターアクションのステークホルダーへの周</p>

知, ③AI システムにより影響を受ける者への帰結の理解を可能にさせること, ④AI システムによる影響を受ける者による平易で容易に理解できる情報に基づく異議申立を可能にさせること
4. 堅牢性, セキュリティ, 安全 ①AI システムの全ライフサイクルを通じた堅牢性, セキュリティ, 安全性, ②AI システムの帰結と対応の分析を可能とする追跡可能性の確保, ③プライバシー, デジタルセキュリティ, 安全性, 偏見を含む AI システムに関連するリスクに対処するための体系的リスク管理
5. 説明責任 AI システムの適切な運用と上記原則の尊重に対する説明責任

<5 つの勧告>

1. AI 研究と開発への投資
2. AI のためのデジタルエコシステムの促進
3. AI のための政策環境の形成
4. 人間の能力の構築と労働市場の転換のための準備
5. 信頼ある AI のための国際協力

4. EU 一般データ保護規則 (2018 年 5 月 25 日適用開始後) における裁判例・執行例

(本報告に関連する部分のみ)

・同意に関連する事例 (第 7 条)

<p>EU 司法裁判所 C-40/17, Fashion ID v Verbraucherzentrale NRW e.V. * Opinion, ECLI:EU:C:2018:1039 * 2019 年 7 月 29 日判決予定</p> <p>[争点] Facebook の「いいね！」ボタンをプラグインで設置したウェブ管理者は、データ管理者であるか否か、そうである場合、同意の取得と情報提供が必要か否か、「いいね！」のボタンを押していなくても自動的に利用者の IP アドレスとブラウザストリング (例: Windows-Mozilla Firefox /iPhone-Safari) が送信されていた事例</p> <p>[法務官意見] ・共同管理者について ⇒Wirtschaftsakademie Schleswig-Holstein 判決に従い、ウェブ管理者は Facebook と共同管理者であると結論づけられる (para66)。 ・同意の取得と情報提供について ⇒共同管理者は収集と送信について共同で責任を負っている (para131)。同意はいずれかの共同管理者から与えられるが、本件では、処理業務が発生するのはウェブサイトへの訪問がされる時であることから、<u>ウェブ管理者から同意が与えられなければならない</u></p>

(para132)。また、処理の目的や送信についても、ウェブ管理者が情報提供を行う立場にあると考えられる (para134)。ただし、アクセス権については、Facebook Ireland に対して行われるべきである (para135)。

同意の取得と情報提供については、Facebook のアカウント保持に関わらず利用者に対し、ウェブ管理者がデータ主体に対し責任を負うものと考えられる (para139)。

EU 司法裁判所 C-673/17, Planet49 v Bundesverband der Verbraucherzentralen und Verbraucherverbände *Opinion, ECLI:EU:C:2019:246

[争点] インターネットにおける宝くじ運営企業のウェブサイトでは、宝くじに参加するためには、①プロモーション (電話メール等によるスポンサー等 57 社からの勧誘：一つずつ unsubscribe リンクがあるが、unsubscribe にしなければ、運営企業により最大 30 社からの勧誘) への同意 (未チェック) と、②クッキーの設定への同意 (チェック済み) (ブラウザによるクッキー削除は可能、運営企業に同意の撤回を行使することも可能) のうち、少なくとも①に同意する必要がある、自由に与えられた同意といえるか否か (ePrivacy 指令 5 条 3 項も争点)

[法務官意見]

①の同意については、GDPR7 条 4 項が包括同意の禁止を明文化したものと解されるため、契約履行 (宝くじへの参加) に不要な個人データの処理を条件とすることはできない (この争点については CJEU に付託されていない) (para97)

⇒②の同意について、チェック済みボックスは利用者がチェックを外すことを要求しており、自発的な同意の基準を満たしていない。 (para88)

また、宝くじへの参加とクッキーの設定の二つの表明を同一の参加ボタンで設定することはできない。 (para89)

さらに、①のチェックボックスのみをチェックすれば、宝くじには参加できたものの、そのことは利用者には通知されていない。 (para92)

* オーストリア最高裁判決 (6 Ob 140/18h, 2018 年 8 月 31 日) において、利用規約と個人データ取扱いの包括同意は無効とされた。

<フランスデータ保護監督機関 Google LLC に対する 5000 万ユーロの制裁金命令>

<争点> NOYB と LQDN による 9,974 人分の苦情申立 (アンドロイド携帯端末におけるプライバシーポリシー等の受け入れ強制と行動分析とターゲット広告の個人データ処理が適法性を欠くか否か)

[主たる監督機関について]

・ 2018 年 5 月 25 日付のプライバシーポリシーの主たる決定を行った主体ではないとされるため、Google Ireland Limited を主たる設置とみなすことはできない

・ CNIL が主たる監督機関を認定してもらう目的で EDPB に付託することが求められて

いるわけではない

[透明性と情報提供について]

・「プライバシーポリシーとサービス規約」があるものの、個別広告に関する情報にアクセスするには 5 回、位置情報については 6 回のそれぞれクリックを必要としており、情報が見つけにくくなっており、アクセス可能性を欠いている。

・情報提供は、データが取得される時点においてなされなければならない、「Privacy check-up」や「Dashboard」はアカウント作成後のツールであり、十分な情報提供とは言えない。

[同意について]

・利用者が個別広告に関するオプション（More Options）を選択しない限り、プライバシーポリシー等の情報に同意をすることを条件としてアカウントを作ることは、有効な同意とはならない。個別広告の処理について、特定され、通知され、明確な意思の表明があったとはいえ、有効な同意の取得をしていなかった。

・透明性・情報提供に関する事例（第 12 条～第 14 条）

（例）ポーランド：公に入手可能な情報等から収集した個人データを処理し、名簿等の商業報告を提供していた企業（one-man business）が、600 万人に情報提供を行っていなかったため、DPA が 94 万 3470 ズウォティ制裁金を科した（ZSPR.421.3.2018）（19.3.15）

（例）ドイツ・ヴェルツブルク地裁決定（11 O 1741/18 UWG）

プライバシーポリシーが簡素で不十分であり、コンタクトフォームが暗号化されていなかったため、利用停止の仮処分決定を下した

・アクセス権に関する事例（15 条）

（例）オランダ

銀行（Theodoor Gilissen Bankiers）が顧客の個人データアクセス要請に正当な理由なく拒否したため、48,000 ユーロ制裁金が科された（18.8.9）

（例）イギリス

住宅デベロッパーが顧客の個人データアクセスを正当な理由なく拒否し、ICO の命令にも従わなかったため、裁判所（Westminster Magistrates）が£300 罰金を命じた（19.2.6）

・削除権（忘れられる権利）に関する事例（17 条）

EU 司法裁判所 CJEU, C-507/17 Google (Portée territoriale du déréférencement)
ECLI:EU:C:2019:15 * OPINION OF ADVOCATE GENERAL SZPUNAR

[争点]

非参照（de-referencing）は、国内、ヨーロッパまたは世界のレベルを要求しているか？

[法務官意見]

非参照は、国内ではなく、EU レベルで実施されなければならない（para75）。国内レベ

ルの非参照は、調和の目的と指令 95/46 の規定の実践的效果と矛盾する (para76)。ドメインネームに関係なく、加盟国内からの IP アドレスに基づき、geo-blocking 技術によって非参照 (para78)。

EU 司法裁判所 C-136/17 G. C. and Others (Déréférencement de données sensibles)
ECLI:EU:C:2019:14*OPINION OF ADVOCATE GENERAL SZPUNAR

[争点]

センシティブデータ (選挙関連の風刺的フォトモンタージュ, 新興宗教団体構成員の自殺, 政治献金に関する捜査, 児童への性的暴行事件) の処理について検索結果の削除要請

[法務官意見]

センシティブデータについては、例外を除き、体系的に非参照の要請を容認することを必要としている (para74)。検索事業者は、基本権憲章第 7 条と第 8 条に基づくプライバシーと個人データ保護の権利と、11 条に基づく情報へのアクセスの権利と個人の表現の自由とを衡量しなければならない (para92)。データ保護監督機関は、比較的軽微な犯罪に関する検索結果は非参照しやすいと考えており、ケースバイケースで検討する必要がある (para103)。

・自動処理決定 (プロファイリング) に関する事例 (22 条)

(例) フィンランドデータ保護オンブズマンは、クレジットカード会社 (Svea Ekonomi) に対し、信用評価に典型的な年齢上限を設けることは認められないこと (信用情報法)、また自動処理決定に用いられた論理回路 (ロジック) に関する情報を本人提供しなければならないとの決定を下した (19.4.1)

・共同管理者 (26 条)

EU 司法裁判所 C-210/16 - Wirtschaftsakademie Schleswig-Holstein,
ECLI:EU:C:2018:388

[事案の概要]

教育会社が運営する Facebook ファンページから、クッキーを通じて、訪問者の個人データを収集していたため、シュレースヴィヒ=ホルシュタイン州 DPA がファンページの利用停止を命じた。教育会社は Facebook による個人データについて責任を負わない旨主張、連邦行政裁判所 (BVerwG) から CJEU へ付託

[先決判決]

・Facebook 等のソーシャルネットワークの単なる利用は、Facebook 利用者を共同管理者とさせるものではないが、Facebook がホストするファンページの管理人は、当該ページを作ることで、Facebook アカウントを有しているか否かに関わりなく、個人のコンピューター等 Facebook にクッキーを埋め込む機会を与えている (para35)。

・Facebook のファンページの設置により管理人は、ファンページ訪問者に基づく統計を

作り出す目的で、個人データの処理に影響を及ぼしている (para36)。

・ Facebook ファンページの管理人は、ファンページの訪問者の個人データを処理する目的と手段を決定することに関与している。管理人は、本件において、Facebook Ireland と共同して責任を負う管理者（共同管理者）として位置づけられる (para39)。共同管理者の間で必ずしも等しい責任を有するものではなく、あらゆる事情を考慮してそれぞれの責任の水準が評価されなければならない (para43)。

・ Facebook Germany はハンブルクに設置されており、安定的配置を通じた効果的かつ真の活動を行っている (para55)。Facebook Germany はドイツ在住者に向けた活動に関して、広告スペースを促進・販売する責任を有している (para58)。ドイツにおいて管理者の設置の活動が行われているとみなすことができる (para60)。

・ ドイツにおける法令遵守を確保する目的で、監督機関が Facebook Germany に対して指令 95/46 の 28 条 3 項の規定に基づき付与されたあらゆる権限を行使することができる (para62)。

・ 個人データ移転の規制について (46 条)

EU 司法裁判所 Case C-311/18, Facebook Ireland and Schrems (審理中)

[争点]

標準契約条項決定に基づく個人データの第三国移転において、安全保障目的のため追加処理される可能性がある場合、個人の権利の違反となりうるか否か (EU からアメリカへの標準契約条項に基づく移転が基本権憲章 7 条と 8 条の違反となりうるか否か)

* 2019 年 7 月 9 日 EU 司法裁判所において口頭弁論が予定

⇒ 欧州委員会は、標準契約条項の見直し着手を表明 (2019 年 6 月 13 日)

・ 表現の自由との関係について (85 条)

EU 司法裁判所 C-345/17, Sergejs Bivids, ECLI:EU:C:2019:122

[事案の概要]

男性が、自らに提起された行政手続において意見表明をする際、警察署内で職務中の警察官が映る内容のビデオ撮影を行い、その後、Youtube に投稿・公表した。この男性は、個人データ処理の利用目的を通知していなかったため、個人データ保護法違反に問われた。

[先決判決]

・ 報道を広範に解釈することが必要である (para51)。報道目的の例外が、メディア事業者のみならず、報道に従事するいかなる者に対しても適用されることが指令 95/46 の立法経緯からは明らかである。 (para52)

・ 当裁判所の判例に従い、報道活動とは、伝達に用いられた媒体に関わらず、公的情報、意見、または思想を開示する目的を有するもの、をいう (para53)。

・ 本件において、男性によるビデオの録画と公表が公的情報、意見、または思想を開示す

るものであったか否かは国内裁判所が決定する (para59)。

・プライバシーの権利と表現の自由との衡量には、欧州人権裁判所のいくつもの関連する基準が考慮に入れられなければならない (para66)。

・信教の自由との関係について (91 条)

EU 司法裁判所 C-25/17, Jehovan todistajat, ECLI:EU:C:2018:551

[事案の概要]

エホバの証人の戸別訪問による伝道において、対象者に知らされることなく、また同意を得ることなく、記憶の補助として、氏名と住所、関連する信仰と家族状況の個人データ収集された、訪問拒否をした者の名簿も作成

エホバの証人の伝道に個人データ保護法が適用されるか否か (適用除外・ファイリングシステム)、エホバの証人の共同体は個人データ管理者であるか否か

[先決判決]

・エホバの証人の戸別訪問は、国家の活動でも純粋に個人的・家庭の活動であるとは言えず、指令 95/46 の 3 条 2 項の例外には該当しない (para39-40)。基本権憲章において宗教活動が保障されているからとあって、純粋に個人的・家庭の活動に該当するわけではない (para49)。

・ファイリングシステムとは、個人データの体系的セットを言う (para53-56)。事後の訪問のために名簿が備えられていたことから、特定の基準で名簿において特定の個人に関するデータを容易に復元することができる (para60)。ファイリングシステムは、戸別訪問において収集された個人データを対象とする (para62)。

・エホバの証人の共同体は、個人データ処理の目的と手段を決定しており、各証人と共に共同して、管理者である (para73-75)。

法制度の概要については、拙著『EU 一般データ保護規則』(勁草書房・2018) (セコム財団研究助成の成果の一部として公開) 参照。また、拙著「GDPR の 1 年」EU 法研究 (信山社) において適用開始後の裁判例と執行例を網羅的に紹介した論稿を公開予定 (2019 年 5 月 25 日一橋 EU 法研究会報告に基づく)。